



かんちゃん



162号

令和7年1月15日

# 全国間税会総連合会 全間連会報

発行者  
全国間税会総連合会  
会長 片岡直公  
事務局  
〒103-0007  
東京都中央区日本橋浜町1-1-1  
日本橋村松ビル5F  
TEL 03(5829)3901  
FAX 03(5829)3902  
URL <https://www.kanzeikai.jp>  
E-mail [info@kanzeikai.jp](mailto:info@kanzeikai.jp)  
印刷 株式会社 総北海

法人番号  
(2700150004884)



しょうちゃん



第51回通常総会(札幌大会)

## 〔主要目次〕

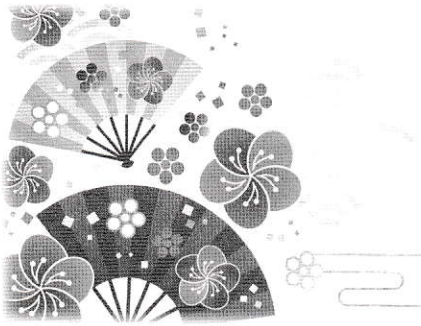
片岡会長 新年のご挨拶.....	2	令和6年度「税の標語」優秀作品.....	7
国税庁長官 年頭に当たって.....	3	令和6年叙勲・褒章受章者及び 令和6年度納税功労表彰受彰者名簿.....	8
第51回通常総会 第46回青年部総会、第43回女性部総会 組織増強功労者表彰 「税の標語」募集推進功労者表彰.....	4	青年部長・女性部長の就任挨拶 消費税中央セミナー開催.....	9
第17回モデル会の顕彰 第18回モデル会の指定 役員名簿.....	5	令和5年度租税滞納状況について.....	10
軽減税率制度に代えて、マイナンバー制度を利用 した給付付き税額控除制度への改組を要望！！ 税務署の閉庁日における確定申告の相談等 の実施.....	6	令和6年分所得税等及び消費税等 確定申告について.....	11～13
		税を考える週間.....	14～16
		全間連の主な動き.....	16

消費税 活かすみんなの 間税会



<https://www.kanzeikai.jp>

# 新年のご挨拶



全国間税会総連合会会長 片岡直公



令和7年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、旧年中、全国間税会総連合会(全間連)の運営につきまして、ご理解とご尽力を賜り有難うございました。

また、国税ご当局の皆様には、全間連に対しまして、深いご理解と多大なるご支援を賜り誠に有難うございました。厚く御礼を申し上げます。

昨年は、新年早々に発生した能登半島地震や度重なる大雨による災害など、地域の皆さまにとって大変な一年であったことと思います。被災された方々に改めてお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を心より願っております。

我が国経済は、緩やかな回復傾向にあるとされていますが、生鮮食品、エネルギーの物価高などにより、国民生活は圧迫され、回復に伴う生活実感の改善は妨げられています。

また、外交・安全保障面においても長引くロシアのウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化をはじめ、世界各地で深刻な事態が多発している状況です。我が国周辺においても、中国及びロシアによる一連の領空侵犯も発生し、北朝鮮は、核・ミサイル開発を継続するなど我が国は厳しく複雑な安全保障環境に直面しています。

こうした中、昨年10月には、衆議院議員総選挙が行われましたが、与党の自民党と公明党が議席数を大きく減らし、過半数を維持できず、少数与党として第二次石破内閣が誕生しました。

今後、少数与党のために、議会での合意形成が容易ではなく、厳しい政権運営になるものと予想されますが、我が国が直面する内外の重要課題は山積しており、国政を停滞させることなく、党派を超えた協議により優れた方策は積極的に採り入れ、迅速かつ間断なく有効な施策を実施していただくよう期待しております。

こうした状況の中、昨年11月には、事業規模39兆円程度、補正予算の一般会計追加額13.9兆円といういずれも昨年度を上回る規模の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が取りまとめられたほか、これから通常国会で審議されます令和7年度当初予算案においても税制面を含め、多くの施策が盛り込まれています。

我が国の財政事情は、依然として厳しい状況が続いていることから、限られた財政資源は最適形で配分すべきであり、これらの施策が効率的かつ効果的なものとし

て高い成果を上げ、経済再生と財政健全化の両立、国民にとって安全で安心して暮らせる社会の堅持へとつながっていきますよう強く期待しております。

さて、私ども間税会に関わりの深い消費税につきましては、令和元年10月から税率が10%に引き上げられ、我が国の税体系の中で最も大きな税収をもたらす基幹税となりましたが、同時に、軽減税率制度が導入されました。さらに、令和5年10月からは、いわゆるインボイス制度が導入されるなど、消費税は、新たな時代を迎えております。そうした中で、われわれ間税会の役割も、さらに重要なものとなって参りますので、積極的に会活動に取り組んでいく必要があると考えております。

特に、インボイス制度については、制度開始後においても、その実務の実態等を踏まえつつ、制度の適正かつ円滑な運営に向けての周知等がまだまだ重要です。

間税会としましては、そうした点も念頭におきながら消費税を始めとする「税に関する周知・啓発活動」に加えて、関係者から高い評価を頂いております「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル等の配布活動や「税の標語」の募集活動などを積極的に展開することにより、組織の活性化と拡大に努めて参りたいと考えておりますので、宜しく願い申し上げます。

なお、「税の標語」の募集活動については、令和2年度は新型コロナの影響により一時的に減少したものの、その後、順調に回復し、令和6年度は、令和元年度及び4年度に続き、3度目の50万点台の水準を達成しました。関係者の皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。

全間連の会員数については、近年、新型コロナの影響等もあり、大幅な減少が続いた後、全間連創立50周年を迎えた一昨年は、減少幅が一旦改善されたものの、昨年4月1日現在の会員数については、再び大幅な減少となる厳しい状況となっております。

いずれにせよ、間税会の仲間を増やすための取組は、間税会の基盤を維持強化する上で必要不可欠な活動であり、退会防止策も含め、不断の努力を展開して頂きますよう、宜しく願い申し上げます。

終わりに、会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄、各局間連及び傘下間税会並びに業種団体の益々のご発展を祈念しております。

また、国税ご当局の皆様のご健勝、ご活躍をお祈り致しますとともに、全間連及び傘下団体の運営につきまして、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶と致します。

# 年頭に当たって



国税庁長官 奥 達 雄

令和7年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

間税会の皆様におかれましては、平素から税務行政全般にわたり深い御理解と多大な御協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

はじめに、能登半島地震及び奥能登豪雨により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

国税庁においては、被災された皆様が災害に関する税務上の各種措置を円滑に利用することができるよう、積極的に周知・広報や相談への対応などを行ってまいりました。

引き続き、被災された納税者の皆様の立場に立って、親切・丁寧な対応に努めてまいります。

税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・デジタル化をはじめとした構造転換に直面し、新たな課題も生じています。こうした中においても、国税庁として、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を着実に果たしていくために、将来の経済社会の在り方を見据えつつ、果敢かつ着実に業務改革を推進してまいります。

インボイス制度については、令和5年10月の制度開始後も事業者の方々からの相談に丁寧に対応するほか、事業者の方々の声等を踏まえた周知・広報に努めてまいりました。

今後、確定申告の時期を迎えますが、令和6年からインボイス発行事業者となった方が一定数いらっしゃることや、昨年申告した方でも今回の申告で初めて1年分の取引の申告を行うことで納税額が増える事業者もおられます。こうした状況を踏まえて、期限内申告・納付を促すための周知・広報に取り組むほか、個々の事業者の立場に立って引き続き丁寧に対応してまいります。

年が改まり、令和6年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

確定申告では、今や約7割の方がe-Taxを利用して申告いただいております。確定申告会場で申告される方は全体の約1割となっております。

本年の確定申告では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」において、所得税申告に関するすべての画面をスマホでも操作しやすくするなど更なる利便性の向上を図っています。

また、令和6年分確定申告における定額減税への対応については、必要な手続を案内するフローチャート、動画などのツールに加えてQ&Aを提供するとともに、確定申告会場等の相談体制を拡充するなど、納税者の方々が円滑に必要な手続を済ませることができるよう努めてまいります。

国税庁では、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」を策定し、

- ① 納税者の利便性の向上、
- ② 課税・徴収事務の効率化・高度化、
- ③ 事業者のデジタル化促進

を柱とした、税務行政のDXを進めるとともに、その組織内事務の基盤として、基幹システムとネットワークの刷新を着実に進めてまいります。

特に、「納税者の利便性の向上」については、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、例えば、e-Taxとマイナポータルの連携による給与情報の申告書への自動入力などの施策に取り組んできたほか、これまで以上に納税者目線に立って、相談対応・情報発信など様々な納税者サービスを包括的に見直してまいります。

「事業者のデジタル化促進」については、事業者が行う会計・経理等の様々な業務が一貫してデジタル化されることで、単純誤りの防止による正確性の向上のほか、業務の効率化による生産性の向上にもつながることが期待されることから、積極的な周知・広報に取り組んでまいります。

今後の税務行政を展望すると、国税庁の組織内においては、グローバル化等の進展に伴う事務の複雑・困難化に的確に対応し、組織としてのパフォーマンスを最大化するためには、「課税・徴収事務の効率化・高度化」を進める必要があります。

システムの刷新に加えて、AI・データ分析を活用した業務改革（BPR）やリモートワーク等の多様な働き方を支える環境の整備に取り組んでまいります。

税務行政を取り巻く厳しい状況の下、国税庁の使命を果たすため、限られた人員等を活用し、効果的・効率的にコンプライアンス水準を確保していくため、納税者のリスクや非違類型に応じた最適な接触体系を構築するとともに、調査必要度の高い納税者に適切に対応できる事務運営を構築するための取組を通じて、納税者のコンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営を推進していくこととしております。

このため、データ分析・活用の強化等により、調査必要度が高い納税者を的確に抽出し、消費税不正還付、国際・富裕層、租税回避スキーム事案等に対しては積極的に深度ある調査を実施するなど調査の重点化を図る一方で、計算誤りや法令の適用誤りなどが想定される納税者には行政指導等により幅広く接触するなど、取組状況を適切に分析・評価した上で、必要な対応を実施してまいります。

また、データやAIの活用など、先進的な取組を推進しつつ、滞納の未然防止や大口・悪質な事案を含む滞納の整理促進に着実に取り組んでまいります。

以上、年頭に当たり、国税庁の取組について申し述べました。こうした取組は、いずれも納税者や関係民間団体等の方々の御理解と御協力があって初めて円滑に実施することができるものです。

国税庁としましては、皆様から信頼される組織運営を目指して一層努力してまいりますので、本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

結びに、皆様と御家族の御多幸を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

# 第51回 通常総会

北海道札幌市において開催

全間連第51回通常総会は、昨年9月26日(木)に北海道間連(戸澤 亨会長)担当により、札幌市 グランドメルキュール札幌大通公園において会員約700名弱の出席の下、盛大に開催されました。

総会は、平 和明常務理事(東京)の司会の下に、河村守康東京局間連副会長の開会宣言、戸澤 亨北海道間連会長の開会の辞で始まり、片岡会長の挨拶の後、議長団に来海(仙台)、高桑(北陸)、河野(福岡)の各副会長を選出し、議事録署名人に大塚常任理事(東京)、森常任理事(関東信越)を選出して議事に入りました。

## 第1号議案

令和5年度事業報告の承認を求める件

## 第2号議案

令和5年度決算報告の承認を求める件

## 第3号議案

令和6年度事業計画(案)の承認を求める件

## 第4号議案

令和6年度収支予算(案)の承認を求める件

## 第5号議案

役員補選の件

が提案され、審議の結果、いずれも満場一致で原案どおり承認されました。

最後に、奥 達雄国税庁長官、濱坂真一副知事並びに齋藤研吾札幌市税務・契約管理担当局長から来賓挨拶をいただき、清水副会長(東海)の閉会の辞で総会は終了しました。

その後の記念講演会では、長野オリンピック・スピードスケート金メダリスト 清水宏保様からアスリートの厳しさや私生活まで貴重なお話を拝聴し、懇親会では、各種アトラクションが模様されるなか、最後に北海道間連から来年の開催地である東海間連に会旗が引き継がれ、盛会裏に終了しました。



国税庁長官



北海道から東海への会旗引継ぎ！

## 第46回 青年部通常総会 及び 第43回 女性部通常総会

第46回青年部通常総会及び第43回女性部通常総会は、昨年9月26日(木)、札幌市 グランドメルキュール札幌大通公園において、それぞれ開催され、提出議案は全て承認されました。

## 組織増強功労者表彰

組織増強功労者の表彰基準は、毎年4月1日現在で、①過去1年間に50名以上の会員増(純増)を実現した間税会と、②過去1年間に30%以上の会員増(30名以上の純増に限る)を実現した間税会とされています。

この基準に該当し表彰された間税会は、次のとおりです。

(関東信越間税会連合会)	(広島国税局間税会連合会)
大宮 間税会 様	岡山東 間税会 様
(北海道間税会連合会)	(福岡国税局間税会連合会)
札幌北 間税会 様	久留米 間税会 様

## 「税の標語」募集推進功労者表彰

平成23年度の募集から創設した制度であり、その表彰基準は、①応募点数の多い間税会上位5会と、②応募点数を大幅に伸ばした間税会上位5会とされています。

なお、①の表彰と②の表彰は重複しないこととし、また、①の表彰は1回限りです。

### 〈応募点数の多い間税会〉

(東京)	(関東信越)
武蔵府中 間税会 殿	古河 間税会 殿
保土ヶ谷 間税会 殿	
神奈川・港北間税会 殿	(広島)
	海田 間税会 殿

### 〈増加点数の多い間税会〉

(東京)	(東海)
千葉西 間税会 殿	名古屋昭和間税会 殿
	沼津 間税会 殿
(関東信越)	松阪 間税会 殿
東松山 間税会 殿	

## 第17回モデル会の顕彰

第17回モデル会として、組織の拡充強化・活性化に努められた9間税会が顕彰されました。  
顕彰された間税会は、次のとおりです。

(東 京)	東村山 間税会 殿	(北 陸)	富山 間税会 殿
(関東信越)	川口 間税会 殿	(広 島)	福山 間税会 殿
(北 海 道)	札幌北 間税会 殿	(四 国)	長尾 間税会 殿
(仙 台)	仙台中 間税会 殿	(福 岡)	久留米 間税会 殿
(東 海)	鈴鹿 間税会 殿		

## 第18回モデル会の指定

総会で、第18回モデル会として指定された間税会は、次のとおりです。  
モデル会の指定期間は、2年間です。

(東 京)	千葉東 間税会 殿	(北 陸)	松任 間税会 殿
(関東信越)	土浦 間税会 殿	(広 島)	津山 間税会 殿
(北 海 道)	北見 間税会 殿	(福 岡)	西福岡 間税会 殿
(仙 台)	本荘 間税会 殿	(南 九 州)	鹿児島 間税会 殿
(東 海)	沼津 間税会 殿		

## 役員名簿

役職	所属	氏名	役職	所属	氏名	役職	所属	氏名
名誉会長		大谷 信義	常務理事	広報副委員長	木全 義信	常任理事	広 島	高木 晶悟
会長		片岡 直公	"	税制委員長	加藤 憲一	"	"	村谷 太洋
副会長	東 京	(片岡 直公)	"	税制副委員長	大沢 守	"	四 国	林 周二
"	関 東 信 越	小暮 進勇	常任理事	東 京	小能 大介	"	"	清水 一郎
"	大 阪	梅田 博和	"	"	大塚 繁夫	"	"	佃 充生
"	北 海 道	戸澤 亨	"	"	井口 一与	"	"	西村 純子
"	仙 台	来海 伸博	"	"	栗原 正雄	"	福 岡	大久保昌逸
"	東 海	清水 順二	"	"	中澤 洋	"	"	新井 洋子
"	北 陸	高桑 幸一	"	"	大西 晴之	"	"	安恒 寿人
"	広 島	部谷 俊雄	"	"	内山 弘通	"	"	福岡 桂
"	四 国	久米加寿徳	"	"	上原 勇七	"	"	鈴木 茂之
"	福 岡	河野 武司	"	"	菅野 信三	"	南 九 州	木下 顕
"	南 九 州	池部 正紀	"	"	山田 能成	"	"	窪田 伸一
"	沖 縄	名幸 諄子	"	関 東 信 越	名古谷 誠	"	"	山口 清一
"	業 種	宇佐美雅彦	"	"	小坂 雅彦	"	沖 縄	翁長 淳
"	会長特命担当 (税制担当)	関口 雅章	"	"	森 裕	"	"	屋良 学
"	会長特命担当 (総務・広報担当)	河村 守康	"	"	熊田 弘信	"	"	羽地 昇子
"	会長特命担当 (財務担当)	倉石 和明	"	"	染谷 幸一	"	会長指名	長谷川由雄
"	会長特命担当 (会務運営担当)	黄瀬 稔	"	"	安達 實	"	"	尾崎 啓成
"	会長特命担当 (会長連絡担当)	片岡 由文	"	"	中島 理	"	"	清水 洋子
専務理事		藤井 誠	"	"	大山 賢司	"	青 年 部	横井 巧
常務理事	総務委員長	(河村 守康)	"	大 阪	高野 幹也	"	女 性 部	瀬川 順子
"	総務副委員長	田辺 實	"	北 海 道	末澤 市子	"	事 務 局 長	金澤 典幸
"	財務委員長	(沼生 智)	"	"	福島 勝男	"	業 種(貴宝卸)	長堀 慶太
"	財務副委員長	久保田 定	"	"	南波日出喜	"	"(全免協)	阿部 英行
"	会務運営委員長	沼生 智	"	仙 台	金山 知裕	"	"(保 險)	米谷 幸一
"	会務運営副委員長	昼間 孝一	"	"	村越 正道	監 事	東 京	亀山 実
"	広報委員長	平 和明	"	東 海	荒木 義夫	"	関 東 信 越	松本 泰世
			"	"	土屋 紀雄	相 談 役	—	鈴木 豊久
			"	"	澤田 栄一	"	—	白川よし子
			"	北 陸	朝日 重剛	"	—	吉田 一宗
			"	"	上田 祐広			
			"	広 島	久保 弘睦			

明けましておめでとうございます  
本年もよろしく願いいたします

令和7年 元旦

関東信越間税会連合会 会長 小暮進勇

埼玉県間税会連合会	会長 小暮進勇	茨城県間税会連合会	会長 安達 實
栃木県間税会連合会	会長 中島 理	群馬県間税会連合会	会長 大山 賢司
長野県間税会連合会	会長 倉石和明	新潟県間税会連合会	会長 高野 幹也

# 軽減税率制度に代えて、マイナンバー制度を利用した給付付き税額控除制度への改組を要望！！

全国間税会総連合会(全間連)では、令和6年11月19日(火)に開催された自由民主党の「予算・税制等に関する政策懇談会」において、「令和7年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)」を提出するとともに、標題の件を中心に意見陳述を行いました。

具体的には、消費税の軽減税率制度は、高額所得者ほど軽減額が大きく、適正な所得再分配の施策として非効率であるのみならず、制度を複雑化していること、低所得者等に対し直接に便益を及ぼす給付付き税額控除制度の方が、少ない財源で効率的かつ効果的な施策となり、制度も簡素化すること、等を訴えました。また、外国人旅行者向け免税制度をリファンド制度に変更するのに際し、販売業者の業務負荷の軽減等に繋がるような措置を行うべきこと、病院経営上の損税問題の抜本的な解決に向けて検

討すべきこと、等についても訴えました。

\*意見陳述の際の出席者:全間連の大沢守税制副委員長・藤井誠専務理事など



## 税務署の閉庁日における確定申告の相談等の実施

税務署では閉庁日(土・日・祝日等)は、相談及び申告書等の受付などの業務を行っておりませんが、令和6年分の確定申告期間中は、平日(月～金)以外でも、一部の税務署においては、3月2日(日)に限り、確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談が行われます。

税務署によっては、合同会場(対象署の納税者の申告相談及び確定申告書の收受が行われます。)、広域センター(対象署並びに対象署以外の署の納税者の申告相談及び確定申告書の仮收受が行われます。)を設置して行う税務署がありますので、詳しくは国税庁ホームページを閲覧していただくか、所轄の税務署に確認してください。


<p> <b>東三河間税会</b>  <a href="https://higashimikawakanzeikai.jimdofree.com">https://higashimikawakanzeikai.jimdofree.com</a></p> <p>環境との調和を求めて</p> <p> <b>株式会社 荒木石油店</b>          代表取締役 荒木 義夫          〒440-0086          愛知県豊橋市下地町字橋口 160-1  <a href="https://www.araki-g.jp/">https://www.araki-g.jp/</a></p>	<p><b>山田商会</b> 東邦ガスくらしショップ</p> <p>【事業内容】          ガス設備配管工事/給排水工事/ガス・水道器具販売/保険代理店業務/住宅リフォーム事業/建築請負業及びこれに関する設計施工管理業務</p> <p>          〒456-0004          名古屋市熱田区桜田町19番21号  <a href="https://ymax.co.jp/">https://ymax.co.jp/</a></p> <p></p>	<p><b>Aichi tokei</b></p> <p>「はかる」その先へ</p> <p> <b>愛知時計電機株式会社</b>          ガス関連機器 / 水道関連機器 / 民需センサー・システム / 計装</p> <p>〒456-8691 名古屋市熱田区千年1-2-70  <a href="https://www.aichitokei.co.jp/">https://www.aichitokei.co.jp/</a></p>
---	--	---

あけましておめでとうございます  
 旧年中は大変ありがとうございました  
 本年もよろしくお願ひいたします

令和7年 元旦

福岡国税局間税会連合会 会長 **河野 武司**

副会長 <b>大久保昌逸</b> (小倉)	副会長 <b>新井 洋子</b> (福岡)
副会長 <b>安恒 寿人</b> (博多)	副会長 <b>鈴木 茂之</b> (長崎)
副会長 <b>橋本千代次</b> (西福岡)	副会長 <b>福岡 桂</b> (佐賀)
副会長 <b>田代 雅人</b> (筑紫)	副会長 <b>稗島 行雄</b> (久留米)
副会長 <b>西村 宰</b> (武雄)	専務理事 <b>上田 正浩</b> (博多)



福岡間連 第51回通常総会 令和6年6月6日(木) 会長顕彰受章者の皆様(中央前 高橋前福岡国税局長)

# 令和6年度 「税の標語」

# 優秀作品決まる

「税の標語」の募集は、平成5年から実施していますが、平成15年から一般財団法人大蔵財務協会より後援をいただくとともに、平成30年度からは国税庁からの後援もいただき、昨年9月10日を募集期限として第32回目の募集を行いました。

募集対象は、間税会会員、その家族や知人などのほか、小・中学校及び高等学校を通じてその児童生徒、さらにはインターネットにより、広く一般の方を対象にして募集した結果、500,707点の応募で、前年度(490,212点)より10,495点増加し、2年振りに50万を超える応募となりました。

この応募作品について、広報委員を中心とした選考委員会における厳正な審査を経て、最優秀作品1点、優秀作品4点、佳作作品10点、合計15点の優秀作品が決まりました。

「税の標語」の表彰式は、「税を考える週間」の行事として昨年11月11日(月)に、東京プリンスホテルにおいて行われ、最優秀作品の高山 仁様(東京都葛飾区立青葉中学校)に、片岡会長から表彰状と記念品が贈られました。

なお、「税の標語」の優秀作品は、全間連のホームページにも掲載しております。



最優秀者 高山 仁様

## 最優秀賞

よく知ろう 税の仕組みと 使い道

葛飾区立青葉中学校 高山 仁

## 優秀賞

推し進めよう 社会全体のデジタル化 e-Taxとキャッシュレス納付

広島県竹原市 雨宮 恒夫

消費税 暮らしに寄り添う身近な税

茨城県土浦市 上野 恭一

子育てや 医療・介護に 生きる税

宮崎県宮崎市 荘子 隆

公正な 社会の推進 インボイス

開智日本橋学園高等学校 堀部 美帆

## 佳作

大丈夫!スマホでOK e-Tax

島根県大田市 浅野 理可

インボイス しっかり確認 忘れず保存

佐賀県三養基郡上峰町 石戸 初未

欠かせない 税は暮らしと 密接に

大原簿記情報専門学校福岡校 川崎 さくら

税を知り 意義を理解し 正しく納税

茨城県守谷市 古賀 栄吉

見渡せば いたるところに 生きる税

本庄市立本庄南中学校 小林 春翔

少しでも 今から知ろう 税金のこと 自分のために 未来のために

武蔵村山市立第一中学校 齋藤 優菜

支えあう みんなのための 消費税

群馬県伊勢崎市 鶴牧 舞子

子供たち もっと学ぼう税金を 明日の日本支えるために

聖ドミニコ学園中学校 長谷川 礼

一家団欒 税の話も してみよう

三重県度会郡度会町 福井 秀樹

キャッシュレス 自宅で簡単 電子納税

福岡教育大学附属小倉中学校 水上 凪

# 令和6年叙勲・褒章受章者及び 令和6年度納税功勞表彰受彰者名簿

受彰者の皆様、おめでとうございます。心からお慶び申し上げます。

## 春 旭日小綬章

朝 日 重 剛 様

## 春 旭日双光章

沼 生 智 様  
福 島 勝 男 様  
今 野 秀 俊 様  
川 瀬 成 人 様  
友 永 幸 雄 様

## 秋 旭日双光章

片 桐 俊 一 様  
山 崎 義 純 様  
喜 多 義 文 様

## 秋 藍綬褒章

西 伸一郎 様

## 財務大臣表彰

龜 山 実 様  
黒 坂 浩 様  
五 嵐 十 良 様  
本 多 井 則 純 様  
金 井 町 則 峰 様  
市 尻 川 浩 一 様  
江 石 澤 中 西 野 田 栄 武 伸 様  
河 窪 田 伸 一 様

## 国税庁長官表彰

石 澤 長 一 郎 様  
萩 原 利 光 様  
関 根 金 一 郎 様  
石 橋 山 一 弘 様  
内 井 野 英 幹 様  
横 高 古 澤 澤 夫 様  
成 遠 藤 二 夫 様  
村 小 田 島 順 秀 一 様  
小 村 越 野 正 一 道 様  
宇 野 杉 生 二 隆 様  
小 西 丸 澤 博 和 子 様  
末 西 瀨 島 由 正 明 様  
石 原 学 様

## 東京国税局長表彰

小 泉 公 男 様  
関 根 好 恵 様  
荒 井 香 名 様  
伊 藤 久 史 様  
加 藤 一 憲 様  
海 老 原 勝 一 治 様  
一 瀬 茂 様

## 関東信越国税局長表彰

沖 田 忠 之 様  
佐 々 重 雄 様  
藤 澤 幸 一 様  
町 田 卓 大 司 様  
荻 野 匡 浩 三 子 様  
増 田 井 浩 春 子 様  
金 井 舘 徹 様  
高 舘 徹 様

## 札幌国税局長表彰

浅 野 郁 子 様  
本 間 弘 哉 様

## 仙台国税局長表彰

平 野 佳 則 様  
戸 田 和 彦 様

## 名古屋国税局長表彰

住 田 吉 隆 様  
木 全 義 信 様  
疋 野 智 男 様  
竹 内 輝 明 様  
青 島 章 仁 様

## 金沢国税局長表彰

山 口 賢 司 様

## 広島国税局長表彰

西 本 慎 一 様  
山 本 繁 生 様  
青 木 透 様  
福 島 良 喜 様

## 高松国税局長表彰

喜 多 義 文 様

## 福岡国税局長表彰

福 井 浩 二 郎 様

## 熊本国税局長表彰

牧 博 彦 様



## 青年部長の就任あいさつ



全国間税会総連合会青年部長  
東海間税会連合会青年部長

横井 巧

謹んで新年のお慶びを申し上げます

この度、全国間税会総連合会青年部長に就任させていただきましたのでどうぞよろしくお願いいたします。所属単位会は岐阜北間税会でございます。この岐阜の地は、天下布武を唱えた織田信長公のおもてなしが息づき、長良川の鶉飼が1300年の感動絵巻の世界を今に伝える戦国城下町です。

今年の全間連通常総会の開催を担当する局連が東海の名古屋大会ということで青年部長を応募いたしました。実は平成27年（2015年）の三重大会でもこの大役を応募した経験がございます。年月の巡り合わせというこ

とでよろしくお願い致します。

わたくしのモットーは、「明るく元気に前向きに」でございます。青年部メンバーが皆楽しく活動し、勉強し、成長発展できれば幸いです。

単位会では租税教育と「税の標語」募集活動に力を入れています。小学生の租税教室でのひとコマですが、授業の始まりに「税金が必要だと思う人は手をあげてください」と問いかけると誰も手をあげません。45分の授業を経てもう一度同じ質問をすると全員が手をあげられます。その時は一種の感動を覚えます。税金は誰もが幸福に暮らせる社会をつくる原資だということを子供たちが理解してくれたのです。このように今後も税の啓発活動に取り組んでまいりたいと思います。

青年部といたしましては、各地で行われる青年部活動の情報交換を行い、親睦を図り、青年部全体のベクトルを合わせ、会員相互が発展し幸せな社会が実現できることを目指して活動してまいります。皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。今年の全国大会、名古屋の地で皆様方とお会いできますことを楽しみにしております。

## 女性部長就任のご挨拶



全国間税会総連合会女性部長  
東海間税会連合会女性部長

瀬川 順子

この度、全国間税会総連合会（以下「全間連」という）の女性部長を仰せつかりました「東海間税会連合会」の女性部長の瀬川でございます。

全間連の女性部長は全間連通常総会を担当する局連の女性部長が務めることとされており、本年は「名古屋大会」となりますので、今回、お引き受けすることとなりました。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

一昨年、全間連が、創立50周年を迎えました。

物品税などから平成元年の消費税の創設に伴い、消費税を中心とした間接税の納税者で組織する会となりました。今や消費税は、国の大きな財源となりました。単一税率の維持を提言してきましたが、残念ながら、軽減税率、インボイス制度が導入されました。

また、改正電子帳簿保存法、定額減税の導入など、納税者の事務負担が多くなりました。

公平で、簡素な制度を引き続き提言していきたいと思

います。さて、令和5年度は、女性部会の方々は、

「租税教室」の開催（小学校6年生の租税教室の講師や訪問）

「税の標語」の募集活動（平成30年から国税庁の後援名義の使用許可を頂くことができました。）

「税の紙芝居」の幼稚園での実施（国税庁のホームページ、紙しばいコーナーに掲載されています。）など  
広島国税局間税会連合会女性部会の方々の熱心な取り組みから、全国に広がってきています。

「世界の消費税のクリアファイル」の配布活動  
「税の研修会」の開催

「懇談会」や「研修旅行」などの開催

と、コロナが5類に移行されたことにより、取り組んでいただいたとお聞きしました。

今年も、引き続き楽しく活動しながら、会員増強の輪が広がっていくことを願っています。

昨年の「全間連通常総会」は、札幌で行われ、北海道間連の方々の暖かく細やかな接待、美味しいお料理・お酒に舌鼓を打ち、感謝をして帰路につきました。

本年は、名古屋の地で、たくさんの会員様を、お待ちしております。

全間連の女性部長という大役ではありますが、第43回女性部通常総会で承認されました事業計画を踏まえ、皆様のご理解とご協力を頂きながら、職責を果たして参りたいと考えておりますので、1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

## 消費税中央セミナー開催

第33回消費税中央セミナーは、昨年11月27日（水）東京・千代田区主婦会館において開催され、公共法人・公益法人の実務担当者70名が参加しました。講師は、国税庁課税部消費税室 消費税第二係長の日隠直樹様を迎え、公共法人等に対する消費税の特例（特定収入等）やインボイス制度等について、実務に即した研修が行われました。



# 租 税 滞 納 状 況

## 消費税の滞納残高

### 【消費税】

全間連は、「預かり金的性格」を持つ消費税の滞納発生を憂い、従来から「消費税完納運動」を推進しています。

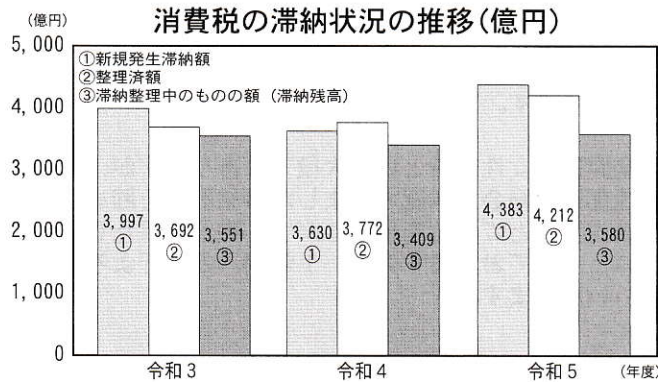
消費税の滞納状況を含む令和5年度の租税滞納状況が、昨年8月下旬に国税庁から発表されました。

国税庁の発表によりますと、令和5年度の消費税の新規発生滞納額は4,383億円で、前年度(3,630億円)に比べて753億円増加する中で、整理済額も4,212億円で前年度(3,772億円)に比べて440億円増加したものの、滞納残高(滞納整理中のものの額)は前年度(3,409億円)に比べて171億円多い3,580億円となり、2年振りに増加しました。

消費税の滞納状況

単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額 (滞納残高)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
令01	3,202	91.0	3,438	94.3	2,668	91.9
令02	3,456	107.9	2,879	83.7	3,245	121.6
令03	3,997	115.7	3,692	128.2	3,551	109.4
令04	3,630	90.8	3,772	102.2	3,409	96.0
令05	4,383	120.7	4,212	111.7	3,580	105.0



### 【全税目の租税滞納状況について】

#### 1 新規発生滞納額の状況

期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の実施など、滞納の未然防止に努めたものの、令和5年度における新規発生滞納額は、7,997億円で前年度7,196億円から801億円(+11.1%)増加しました。

#### 2 滞納発生割合の状況

滞納発生割合(新規発生滞納額/徴収決定済額)は、1.0%になりました。

この滞納発生割合は、平成16年度以降、20年連続で2%を下回っています。

(注) 徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

#### 3 整理済額の状況

滞納については、集中電話催告センター室、国税局や税務署の徴収担当部署においては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、確実な徴収に努めました。

この結果、令和5年度の整理済額は7,670億円で、前年度7,104億円から566億円(+8.0%)増加しました。

#### 4 滞納整理中のものの額(滞納残高)の状況

滞納の未然防止及び整理促進に努めたものの、令和5年度末における滞納整理中のものの額は9,276億円で、前年度8,949億円から327億円(+3.7%)増加しました。

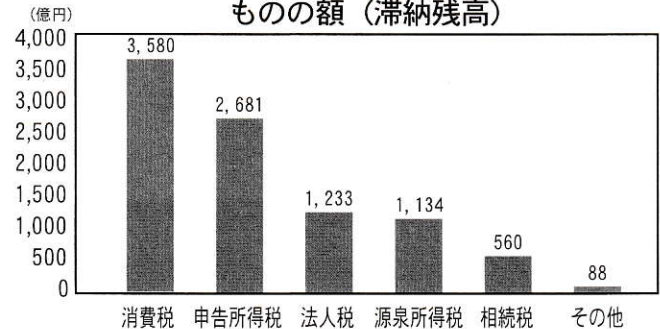
滞納整理中のものの額は、ピーク時(平成10年度、2兆8,149億円)の約3割となっています。

全税目の滞納状況

単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額 (滞納残高)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
令01	5,528	90.0	6,091	92.9	7,554	93.1
令02	5,916	107.0	5,184	85.1	8,286	109.7
令03	7,527	127.2	6,956	134.2	8,857	106.9
令04	7,196	95.6	7,104	102.1	8,949	101.0
令05	7,997	111.1	7,670	108.0	9,276	103.7

令和5年度の各税目別の滞納整理中のものの額(滞納残高)



## 第一 所得税の確定申告について

### 1 所得税等の確定申告とは

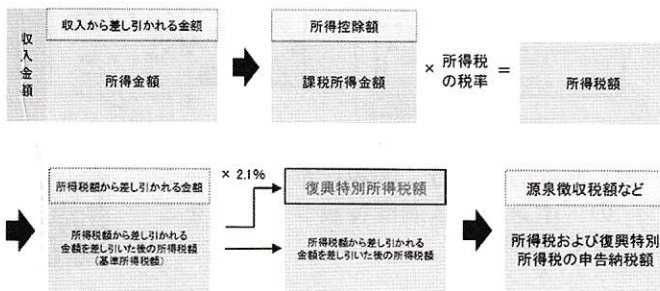
所得税及び復興特別所得税（「所得税等」）の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

### 2 確定申告が必要な方

給与所得がある大部分の方は、年末調整により所得税等が精算されるため、確定申告は不要です。

ただし、給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税等が還付される場合があります。

次の計算において残額があり、さらに①から⑥のいずれかに該当する方は、所得税等が還付される場合を除き所得税等の確定申告が必要です。



- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える
- ② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える

※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。

- ④ 同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた
- ⑤ 給与について、災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税等を源泉徴収されないこととなっている

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



### 3 確定申告をすれば税金が還付される方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されることがあります。

- ① ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合
- ② 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ③ 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ④ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合

※ 給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得も申告が必要です。

※ それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類等を事前にご確認ください。

※ 国税還付金の受取りは、口座振込をご利用ください。

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



## 第二 消費税の確定申告について

### 1 確定申告が必要な方

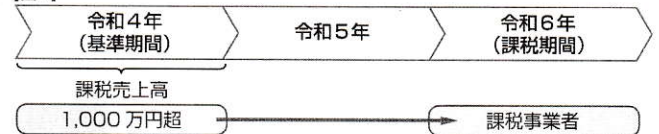
次のいずれかに該当する個人事業者の方は、令和6年分の消費税及び地方消費税（「消費税等」）の確定申告が必要です。

なお、消費税等の確定申告は、一の申告手続でまとめて行います。

- ① 適格請求書発行事業者の登録を受けている方
- ② 基準期間（令和4年分）の課税売上高が1,000万円を超える方（下の図1を参照）
- ③ 基準期間（令和4年分）の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ④ ②及び③に該当しない方で、特定期間（令和5年1月1日から令和5年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超える方（下の図2を参照）

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

【図1】



【図2】



※ 特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

## 2 消費税等の税率

消費税等の税率は以下のとおりです。

区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10.0%	8.0%

## 3 軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

- ① 酒類・外食を除く飲食料品
- ② 週2回以上発行される新聞  
(定期購読契約に基づくもの)

## 4 一般的な消費税の納付税額の計算方法

$$\begin{array}{c} \text{課税期間中の} \\ \text{課税売上げに係る} \\ \text{消費税額} \\ \text{(売上税額 ※1)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{課税期間中の} \\ \text{課税仕入れに係る} \\ \text{消費税額} \\ \text{(仕入税額 ※2)} \end{array} = \text{消費税の納付税額}$$

$$\begin{aligned} \text{※1 売上税額} &= \left( \text{標準税率の対象となる税込売上額} \times \frac{7.8}{110} \right) + \left( \text{軽減税率の対象となる税込売上額} \times \frac{6.24}{108} \right) \\ \text{※2 仕入税額} &= \left( \text{標準税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{7.8}{110} \right) + \left( \text{軽減税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{6.24}{108} \right) \end{aligned}$$

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



## 5 簡易課税制度を適用した場合の消費税の納付税額の計算方法

$$\begin{array}{c} \text{課税期間中の} \\ \text{課税売上げに係る} \\ \text{消費税額} \end{array} - \left( \begin{array}{c} \text{課税期間中の} \\ \text{課税売上げに係る} \\ \text{消費税額} \end{array} \times \text{みなし仕入率} \right) = \text{消費税の納付税額}$$

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	みなし仕入率
第1種事業 (卸売業)	90%
第2種事業 (小売業等) : 小売業、農林漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業)	80%
第3種事業 (製造業等) : 農林漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、建設業、製造業など	70%
第4種事業 (その他) : 飲食サービス業など	60%
第5種事業 (サービス業等) : 運輸業、情報通信業、金融・保険業、サービス業 (飲食サービス業を除く)	50%
第6種事業 (不動産業)	40%

※ 2種類以上の事業を営む事業者は、課税売上げを事業の種類ごとに区分する必要があります。

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



## 6 地方消費税の納付税額の計算方法

$$\text{消費税の納付税額} \times \text{地方消費税率} \left( \frac{22}{78} \right) = \text{地方消費税の納付税額}$$

## 7 適格請求書等保存方式 (インボイス制度) について

インボイス制度は、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式です。仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿と、「適格請求書発行事業者」が交付する適格請求書 (インボイス) 等の保存が必要となります。

なお、適格請求書等に必要な記載事項は次のとおりとなります。

- 【記載事項】 ○ 下線の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。  
○ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

**適格請求書**

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込) 及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

**適格簡易請求書**

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

※ 制度の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



## 8 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置 (2割特例)

インボイス制度を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった方については、仕入税額控除の金額を特別控除税額 (課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の80/100に相当する金額) とすることができます。

【計算イメージ】

**【2割特例】**  
売上げに係る消費税額から  
**売上税額の8割**  
を差し引いて納付税額を計算  
・ 仕入税額の実額計算不要  
・ 業種に関わらず売上税額の一律2割を納付  
・ 事前の届出が必要

**【一般課税】**  
売上げに係る消費税額から  
仕入れに係る消費税額  
を差し引いて納付税額を計算  
仕入れや経費の額について、  
実額で計算が必要

**【簡易課税】**  
売上げに係る消費税額から  
売上税額にみなし  
仕入率を掛けた金額  
を差し引いて納付税額を計算  
・ 仕入税額の実額計算不要  
・ 業種に応じたみなし仕入率を使用  
・ 事前の届出が必要

本特例は、インボイス制度を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった方を対象としているため、以下の事業者は本特例を適用することができません。

- ① 適格請求書発行事業者でない課税事業者
- ② 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ③ 資本金1,000万円以上の新設法人
- ④ 高額特定資産を取得した場合等であって免税事業者とならない事業者
- ⑤ 課税期間の特例の適用を受けている事業者

2割特例について、詳しく知りたい方は、国税庁ホームページの「2割特例特設ページ」をご覧ください。



## 第三 所得税等及び消費税等の申告について

### 1 確定申告の相談及び申告書の受付

令和7年2月17日(月)から同年3月17日(月)まで

※ 還付申告書は、令和7年2月14日(金)以前でも提出できます。

※ 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。ただし、一部の税務署では、3月2日(日)に限り、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。

詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。



### 2 確定申告の期限

令和6年分の確定申告期限は次のとおりです。

・ 所得税等：令和7年3月17日(月)

・ 消費税等：令和7年3月31日(月)

※ 所得税等と消費税等で申告の期限が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

### 3 申告書の提出方法

① e-Taxで申告する。

② 郵便又は信書便により、住所地等の所轄税務署又は業務センターに送付する。

・ 確定申告書は、「信書」に当たることから、税務署に送付する場合には、「郵便物」(第一種郵便物)又は「信書便物」として送付する必要があります(郵便物・信書便物以外の荷物の取扱いで送付することはできません。)

・ 通信日付印を提出日とみなします。通信日付印が申告期限内となるよう、お早めにご送付ください。

※ 送付先は、国税庁ホームページから所轄税務署のページをご確認ください。



③ 住所地等の所轄税務署の受付に提出する。

※ 税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。

※ 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。申告書等を書面で提出(送付)する場合は、申告書等の提出用のみを提出(送付)してください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



### 4 確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額等を入力することにより、税額などが自動計算され、所得税等、消費税等の確定申告書や青色申告決算書などを作成し、e-Taxにより申告ができます。

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン(又はICカードリーダライタ)をご用意いただければ、ご自宅からパソコンやスマートフォンを利用してe-Taxをご利用になれるほか、マイナポータル経由で申告に必要な給与所得の源泉徴収票や控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、申告書の該当項目へ自動入力する機能(マイナポータル連携)もご利用いた

できます。

なお、令和7年1月からは、スマホ用電子証明書を利用することで、マイナンバーカードをスマートフォンで読み取らなくても、申告書の作成・e-Taxによる申告ができます(Android端末が対象です。)

※ 「Android」は、Google LLCの商標又は登録商標です。

※ 詳しくは、国税庁確定申告書等作成コーナーをご覧ください



### 5 税務相談チャットボット

確定申告に関する質問は、税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談できます。お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力していただくことにより、AI(人工知能)が自動でお答えします。土日、夜間でもご利用いただけます。



## 第四 所得税等及び消費税等の納付について

### 1 令和6年分所得税等及び消費税等の納付期限

令和6年分の納期限は次のとおりです。

・ 所得税等(第3期分)：令和7年3月17日(月)

・ 消費税等：令和7年3月31日(月)

所得税等と消費税等で申告・納付の期限が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

なお、申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

### 2 納付の方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページをご覧ください。



① 振替納税を利用

振替納税の振替日は次のとおりです。

・ 所得税等の振替日：令和7年4月23日(水)

・ 消費税等の振替日：令和7年4月30日(水)

振替納税の申込期限は次のとおりです。

・ 所得税等の申込期限：令和7年3月17日(月)

・ 消費税等の申込期限：令和7年3月31日(月)

※ 振替納税の申し込みはe-Taxが便利です。

※ 既に振替納税の手続を行っている方で、転居等により所轄税務署が変わった場合は、確定申告書の「振替継続希望」欄に○を記入するか、異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出すれば、新たに振替納税の手続をすることなく、継続して振替納税を利用することが可能です。

② ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)で納付

事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、税務署に専用の届出書を提出していただくことで、指定した期日に口座引落としにより納付できます。

※ 届出書の提出はe-Taxが便利です。

③ インターネットバンキングやATMで納付

④ クレジットカードで納付

⑤ スマートフォンアプリで納付

⑥ QRコードによりコンビニエンスストアで納付

※ 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

⑦ 金融機関又は税務署の窓口で現金で納付

# 税を考える週間

毎年11月11日から17日までの「税を考える週間」は、税の仕組みや目的などについて考えていただき、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として、集中した広報活動を実施する週間です。

間税会におきましても、国民の皆様には税を知り、税について考えていただくためにいろいろな行事を各地で実施しております。各間税会が創意工夫をして活動した取組みの一部を掲載しました。

## 青森間税会（仙台）

### —街頭広報&TV放送—

青森間税会は、11月10日（日）、税を考える週間に先立ち、青森市の大型ショッピングセンターAliにおいて、多くの一般市民に対し、世界の消費税クリアファイル、パンフレット、ポケットティッシュ（かんちゃん、しょうちゃんイラスト入り）、税のチラシ（キャッシュレス納付推進）等を配り、街頭キャンペーン活動を行った。

活動には、青森税務署の三上俊明署長、大澤明央筆頭副署長など幹部職員も加わり、蝦名会長以下総勢14名で500部のクリアファイル、チラシ等を配布した。

当日は、秋晴れに恵まれたことや、集客力の高いショッピングセンターで実施したことから、家族連れなど多くの方々に税の仕組みや消費税の用途、税の重要性を呼びかけることができ、市民からは、税について今一度見つめ直す良い機会であったとの声が聞こえてきた。

キャンペーン活動は、地元のテレビ局RAB青森放送が取材し、国税庁が展開する「税を考える週間」の目的や青森間税会の活動内容、蝦名会長の思い（消費税 税金があるからこそ住みやすい街になっていることを理解して納税を促していければ）が青森県内一円に報道された。



## 秋田南間税会、両磐間税会（仙台）

### —視察研修と情報交換会—

平成30年、令和元年とモデル間税会として他の間税会との情報交換会で様々な気づきを得たことをきっかけに今年度視察研修兼情報交換会を再度実施することとした。今後の活動を新たな視点でより充実したものにするために、今回は秋田南間税会を訪問し、活動の取組方法などを視察した。

視察先の秋田南間税会は、進取の気性に富んでいて、税の標語については実施方法、取り組み方等経験談をお話いただき、両磐間税会にとっては、学ぶ点が多い貴重な時間となった。また、会員の方の人数も多く、年齢層、業種について幅広くも全体で楽しんで事業活動を行っている点から秋田南間税会の組織について風通しのよさを感じられた。

秋田市は秋田酒類製造株式会社（高清水）を視察し、酒造りの現場も古くからの手法と最新の技術を組み合わせで行われている現場に関心した。また、秋田市内のまちづくりについて観光ガイドに説明いただき、秋田杉をふんだんに活用した施設や千秋公園を視察した。

今後も継続して他の間税会との情報交換会を継続し、多面的に組織として成長を続けていきたいと感じた。



## 花北間税会（仙台）

### —税金クイズ&街頭広報、 税の標語の表彰・展示—

11月17日（日）午前、買い物客などで賑わう江釣子ショッピングセンター「パル」において、世界の消費税図柄刷込クリアファイル、税のチラシ等を来店者に対して配布し、消費税の役割等について広く周知した。

街頭広報には、花巻税務署の田崎法人一部門統括官、松村総務課長も加わり高橋副会長はじめ総勢9名が約2時間で200枚のクリアファイルを配布した。

また、企画展としてショッピングセンターの一角に「税金クイズコーナー」を設置して、小学生以上を対象にクイズを実施し、参加者には粗品を提供した。クイズは大人でも楽しめるユニークな内容となっており、子供と一緒に参加した親からは、家族で税について話し合うきっかけになったと好評であった。

加えて、花北間税会では、本年、初

めて税の標語の募集を行ったところ、北上市内の7小学校から240点の応募があり、そのうちから1点を優秀作品に選定し「花巻税務署長賞」として表彰し、参加7校に対し「奨励賞」を授与することとした。

花巻税務署長賞は、11月27日（水）、北上市立鬼柳小学校6年の大山侑輝君に、花北間税会役員同席のもと佐々木署長から直接賞状と記念品の贈呈を予定している。

署長賞を含む優秀作品（全間連進達作品）については、それぞれの小学校において、間税会役員から賞状と参加者全員に記念品（世界の消費税図柄刷込クリアファイル）を贈呈することになっている。

また、この優秀作品については、花巻税務署の御協力のもと、花巻税務署庁舎内や花巻市文化会館（所得税等の確定申告会場）に展示することとしている。

又、会員向けには11月12日（火）税を考える週間記念講演会を開催し、花巻税務署長佐々木様より「税務署長の冒険」～その1～と題し講演を行っていただき、その後国税庁長官表彰受賞者（小田島秀一前会長）の披露と会員相互の交流を行っている。



## 横手間税会（仙台）

### —街頭広報&企画展示—

11月9日、10日の2日間、JR横手駅前の交流拠点施設（Ao-na）において、親子連れなど多くの来場者に対し、クリアファイル、チラシ、ポケットティッシュ等を配布し、税の広報活動を行った。

広報活動には、小林横手税務署長、菅原法人統括官も加わり戸田会長はじめ総勢22名が2日間で200枚のクリアファイルを配布した。

Ao-na（アオーナ）は、本年9月にオープンしたばかりの横手市の図書館併設の生涯学習館で、オープンスペー

ス、図書館、スタジオ、アクティブエリア、ティーンズエリア、ラウンジ等様々なエリアから構成された3階建ての広い施設で、多くの市民が利用する場所となっており、1階入口に面するオープンスペースには、税の標語の優秀作品18点、税の習字の優秀作品169点を展示し、税に関する啓蒙と間税会活動について多くの市民に対し広く周知した。

Ao-naを訪れて、税の標語と習字の掲示を見たお年寄は、自宅の近所にある小学校の生徒が受賞していることに感心していた。

横手間税会としては、引き続き様々な啓蒙活動を通じて、税の働きについてより理解してもらいたい、と考えている。



## 喜多方間税会（仙台）

一税に関する合同表彰式&

税金展、租税教室

税の標語の応募数223点の中から優秀作品7点を選定し、11月14日に開催された税に関する合同表彰式（喜多方地区税務関係団体主催）において、納税表彰、納税標語コンクール等と併せて表彰した。

喜多方税務署長賞は鈴木署長から西会津中学校の渡部陽成さんに、福島県間税会連合会会長賞と喜多方間税会会長賞は、星会長から直接6人の中学生に対して賞状と記念品を贈呈した。

また、作品展が表彰式会場に隣接する会場で開催され、税の標語の応募作品全点と税の作文、納税標語が展示された。

喜多方間税会では、様々な活動に取り組んでおり、本年9月には、喜多方市立姥堂小学校で6年生に対して租税教室を開催した。

甲斐副会長が講師を務め、わかりやすくていねいな言葉と子供たちの目線で説明したところ、児童8人は真剣に耳を傾けて聴講していた。

租税教室には、校長先生と担任の先生も参加し、最後は星会長も加わって記念写真を撮影した。

喜多方間税会では、きめ細かな租税教室をいつでも開催できるように、毎年、租税教室講師養成研修を受講し、講師のレベルアップに務めている。



## 宇都宮間税会（関東信越）

一街頭広報一

2024年12月4日水曜日午後1時より宇都宮市中心市街地オリオン通り（アーケード通り）にて、消費税期限内完納キャンペーンを開催する予定となっております。

宇都宮税務署署長、職員3名、一日署長（税の標語優秀者・中学生）と宇都宮間税会会員、青年部会員、女性部会員が、キャンペーン資料とクリアファイルの商店街店舗、通行人への配布活動を行います。

昨年は、キャンペーンの様子を当日、NHKとちぎ630にて放送いただきました。

写真は昨年度の参加者の記念撮影したのですが、令和6年12月4日も同様の写真となる予定ですので、ご了承願います。



## 練馬西間税会（東京）

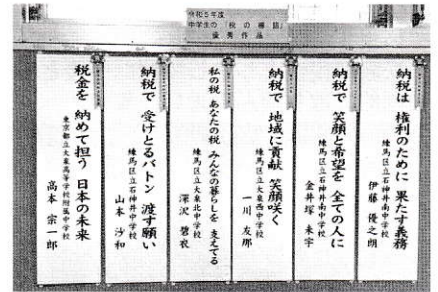
一クリアファイルの配布・

『税の標語』の展示一

練馬西間税会では毎年、練馬西税務署管内にある、東京信金・西京信金・朝日信金・西武信金・城北信金の6支店にご協力をお願いして「世界の消費税クリアファイル」配布をしていただいております。

また、今年も管内13の中学校から夏休みの宿題としてたくさんの「税の標語」の応募をいただき、その中から選ばれた優秀作品が、練馬西税務署の玄

関ホールに展示されています。



## 厚木間税会（東京）

一街頭広報一

10月20日（日）午前10時から正午まで、愛川町役場敷地内において、「税を考える週間」に先立ち、税金クイズの実施および税のパンフレット類を配布しました。当日は「愛川町ふれあいまつり」が開催されており、多くの来場者と触れ合うことができました。当該事業は、税務署をはじめ関係団体との共催により例年実施しているものであり、今後も税知識の向上に寄与できるよう継続していく予定です。



## 松阪間税会（東海）

一懸垂幕の設置 街頭広報

『税の標語』入賞者表彰式一

「税を考える週間」に向け、事務局前に懸垂幕（幅0.95m×長さ4.5m）を設置しました。歩行者はもちろん、道路を走行する車からの視認性も抜群です。

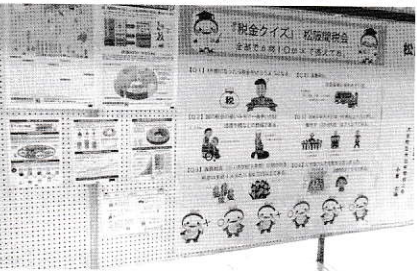
令和6年11月5日には、松阪間税会青年部4名がイータックスボーイズと称し、衣装を身にまとい、2台の広報車で、松阪税務署管内の各方面へ「税を考える週間」広報パレードを実施しました。（衣装の背中には、松阪間税会、胸には、e-Taxとプリントされ、鮮やかなグリーンの衣装ですので、いつも視線を集めています。）

令和6年11月16日（土）には、アピタ松阪三雲店様において税金展が開催され、その席上で、『税の標語』入賞者表彰式および入賞標語の展示を行いました。賞状は額に入れ、副賞には有名なスポーツブランドのリュックもあり、受賞者だけでなく保護者の方も笑顔いっぱい大喜びで、会場から、「私も欲しい」という声も聞かれました。

また、入賞標語展示の横には、全関連のポスターとともに、簡単な「〇×

式の税金クイズ」も掲示してあり、税について考えていただけるようになっています。

松阪間税会としましては、今後とも積極的に取り組んでまいります。



を贈呈後、実施されました。

講師には、結石副署長をお招きし「大阪よやま話」と題して、税務大時代時代の思い出話や約30年過ごされた大阪での税務業務など軽妙に笑いを交えながらの和やかにお話いただきました。会員にとって税務職員が身近に感じられ協調的な一時間となりました。

② 研修会終了後の、街頭広報活動は、福岡では一番の繁華街であるJR博多駅前広場で、上野消費税課長外2名の福岡国税局幹部職員もかけつけていただき、金子署長外3名の博多税務署幹部職員と会員約60名の下、行われました。

配布物は全間連が作成している人気の「世界の消費税164国」クリアファイル・博多税務署からのお知らせ・シャボン玉をセットした2,000袋です。

急ぎ足の方が多く、中々受け取っていただけませんでしたが、一時間後には皆の頑張りでも配布終了となりました。

③ 情報交換会は、博多税務署幹部職員4名をお迎えし、会員約60名出席の下、開催されました。安恒会長が金子署長に新会員を紹介したり、新会員自らが舞台上で自己紹介したり、色々な交流があり、終始和やかな雰囲気で大変盛り上がりしました。

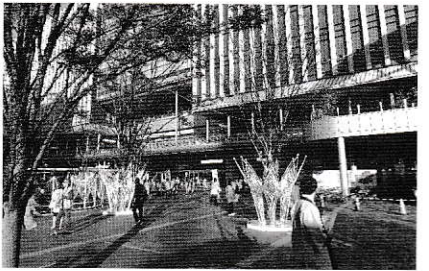
最後は恒例の祝いめでた 博多手一本でお開きとなりました。

素晴らしい博多間税会を改めて認識し、納税意識の向上が図れた一日でした。安恒会長をはじめスタッフの皆様、大変ありがとうございました！

<税務研修会の様子>



<街頭広報活動の様子>



<情報交換会の様子>

多間祝会「税を考える週間」



## 博多間税会（福岡）

—税務研修会・街頭広報活動と

情報交換会—

博多間税会（安恒寿人会長）は、令和6年「税を考える週間」行事の一環として、①税務研修会、②街頭広報活動及び③情報交換会を「これからの社会に向かって」をテーマに福岡国税局消費税課・博多税務署と協調し、また河野武司福岡間連会長を来賓としてお招きし実施しました。

① 研修会は、会員約50名が出席するなか金子署長から（株）サンケンフォーキャスト代表取締役会長 三宅大祐様に署長表彰、博多間税会に署長感謝状

## 全間連の主な動き（6.9.15～7.1.15）

- 9月15日(日) 全間連会報第161号発行
- 9月26日(木) 正副会長会議・常任理事会、第46回青年部・第43回女性部通常総会、第51回通常総会
- 10月18日(金) 「税の標語」最終選考会
- 11月11日(月) 「税の標語」最優秀作品表彰式
- 11月19日(火) 自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」
- 11月27日(水) 消費税中央セミナー
- 1月8日(水) 企画会議
- 1月15日(水) 全間連会報第162号発行

札幌  
事務局  
東京  
東京  
東京